四　調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五　調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

２～４　［略］

（予測の手法の選定の留意事項）

第二十五条　［略］

一・二　［略］

三　予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第七から別表第十二までにおいて「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四　予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第七から別表第十二までにおいて「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

２～５　［略］

（放射性物質に係る環境影響評価）

第二十六条の二　特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

２　［略］

３　前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

四　調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五　調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

２～４　［略］

（予測の手法の選定の留意事項）

第二十五条　［略］

一・二　［略］

三　予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第六から別表第十までにおいて「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四　予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第六から別表第十までにおいて「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

２～５　［略］

（放射性物質に係る環境影響評価）

第二十六条の二　特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

２　［略］

３　前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。